

今年の税の申告受付について

町では2月17日(月)～3月17日(月)に役場3階大会議室で令和7年度分の町県民税と令和6年分の所得税の申告受付を行います。

混雑緩和のため、以下にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

- ・収支内訳書、医療費控除の明細書は、あらかじめご自宅で作成してください。作成していない場合は、受付できません。
- ・混雑時、対象の行政区でない方は受付をご遠慮いただいたり、対象の行政区の方を優先的にご案内させていただく場合があります。
- ・土地建物や株式などの分離課税所得がある方、新たに住宅ローン控除を受ける方、青色申告をされる方、損失や損益通算等がある方、亡くなった方の申告（準確定申告）をされる方、および過年分（令和5年分以前）の所得税の申告をされる方は、町では受付できません。直接税務署で申告してください。

なお、町及び税務署では、申告書等の控えに受付印の押なつを行わないこととしておりますので、あらかじめご了承ください。詳細につきましては、広報2月号に掲載します。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線115

税務署からの重要なお知らせ

マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ（マイナンバーカード読取対応）があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

メリットいっぱい！マイナンバーカード方式

- 休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。
- 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！

令和5年分からは、新たに給与所得の源泉徴収票※、社会保険（国民年金基金掛金）、iDeCo・小規模企業共済掛金が自動入力の対象となります。

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、給与等の支払者が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

＜動画で見る確定申告＞



動画で見る確定申告

🔍 検索

＜確定申告書等作成コーナー＞



確定申告

🔍 検索

＜マイナポータル連携＞



マイナポータル

🔍 検索

国税の納付はキャッシュレスで！～金融機関等へのお出かけ不要～

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付の他、さまざまな納付手段があります。

- ・ダイレクト納付（源泉所得税を納めている方など頻りに納付手続をされる方にお勧め。）
- ・振替納税（申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要がある方にお勧め。）
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード納付（納付額に応じた手数料がかかります。）
- ・スマホアプリ納付

窓口に出向かずに納付ができる納付手段がお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付を、個人の方には振替納税をお勧めいたします。ぜひこの機会にご利用の開始をお願いいたします。



＜国税の納付手続き＞

国税の納税案内

🔍 検索